

介護サービス事業者等への指導・監督について

1 はじめに

介護保険サービス事業は、各事業所の責任において人員基準・設備基準・運営基準に適合しているか自主点検を日々行い、更に利用者サービスの向上を目指して充実していただくものです。事業運営の向上に努めなければならないことに留意し、事業の目的を達成するために必要な最低限度の基準の適合に満足することなく、自ら事業運営の改善をはかっていただくようお願いします。

(1) 職員研修

従業員の資質向上のために、研修の機会を確保してください。特に、身体拘束防止、虐待防止、業務継続計画、感染症の予防及びまん延防止、法令遵守に関する研修は、毎年、実施してください。

なお、令和5年度から愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）のうち、「介護人材資質向上事業」を活用した安城市介護人材資質向上事業補助金を創設しましたのでご活用ください。

(2) 業務管理体制の整備

介護サービス事業者は法令遵守等の業務管理体制を整備し、国、県又は市に届出を行うことが義務付けられています。安城市に業務管理体制の届出が必要な事業者は、地域密着型サービスのみを行う事業者（総合事業は対象外）で、事業所が安城市内のみに所在する事業者です。既に届出を済ませている事業者で、法令遵守責任者の変更など届出内容に変更があった場合は遅延なく届出してください。

なお、「業務管理体制の整備に関する届出システム」から、電子申請等による届出も可能です。

整備状況については、基本的には運営指導時に併せて確認を行います。当日提出していただきたい資料については、運営指導の実施通知に詳細を同封いたします。

(3) 「介護サービス情報公表システム」での公表

介護サービス事業者は、介護サービス情報を愛知県に報告することが義務付けられています。愛知県公式ウェブサイトを参考に、情報公表制度の対象事業者は手続きをし、「介護サービス情報公表システム」により公開してください。

対象事業所

- ア 年間100万円を超える介護報酬の支払いを受けている事業所
- イ 新規指定事業所（基本情報のみ）

(4) 愛知県介護保険指定事業者講習会

愛知県が行う「介護保険指定事業者講習会」の資料も参考にしてください。
(愛知県高齢福祉課介護保険指導第一グループのウェブサイト参照)

2 指導の種類

市が行う指導には、集団指導、運営指導及び監査があります。

(1) 集団指導

各事業所に対し情報提供等を個別に行うのではなく、全体に対して行うものです。安城市では事業者連絡調整会議が集団指導の位置づけです。集団指導では、指定事務の制度説明、改正された場合の介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進、介護報酬請求に係る過誤・不正請求の観点から介護保険事業の適正化を図るため実施します。市が所管する事業所については、集団指導に欠席した事業所は指導強化対象事業所としています。

(2) 運営指導

運営指導には、市ののみで事業所に伺うものと、愛知県と合同で伺うものがあります。運営指導は対象となったサービスの指定権者が行うため、県が指定権者のサービスに指導を行う際は、県職員も伺います。

指導対象サービスの指定権者	事業所に伺う職員
県	県職員+市職員 (指導は県職員が行います。)
県・市 両方	県職員+市職員 (両者から指導を行います。)
市	市職員のみ

県との合同指導に際しては、県から事前調査（自己点検シート）書類及び改善指示事項に対する改善状況報告について提出を指示されますが、愛知県への提出に加え安城市にも同書類を提出してください。

市ののみで実施する指導については、「3 運営指導について」にて説明します。

(3) 監査

人員基準違反、運営基準違反、不正請求、不正の手段による指定、高齢者虐待、又はこれらの疑いがある場合に行います。

3 運営指導について

本市では、原則として3年から6年に一度は運営指導を行っています。運営指導とは、サービスの質の確保・向上を図ることを主眼として、サービス事業者が法令・通達などに基づき適正な事業運営を実施しているか調査し、また必要な指導を行うことをいいます。

(1) 事前提出書類

市の運営指導に際し、指導実施の2週間前までに勤務形態一覧表、運営規程等の書類を事前に提出していただきます。実施通知に事前提出書類について記載してあります。

(2) 改善指示事項

運営指導での改善指示事項は、文書で通知する内容は勿論、口頭指導内容も漏らさず改善を図っていただくようお願いします。

(3) 総合事業の運営指導

総合事業の運営指導については、「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有

効な実地を図るための指針」に基づき実施します。県との合同指導時に同時実施または、市単独実施にて行います。

(4) 留意事項

一度指摘した改善指示事項（文書・口頭とも）について、改善されていない場合は悪質性が疑われると判断することがあります。悪質性、反復継続性等は処分の判断材料のひとつです。

あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、当日通知でもって運営指導を行う場合があります。

(5) 指導の実施状況（令和6年度分）

ア 運営指導の実施状況

34業者48事業所69サービス

うち改善報告を求めた事業所数 47事業所

イ 監査の実施状況

1業者1事業所1サービス

令和7年3月27日現在、1事業所について指定の取消し処分を行いました。

(6) 運営指導における主な指摘事項

別紙10ページから12ページのとおり。

4 地域密着型サービスの利用について

平成18年に創設された地域密着型サービスは、高齢者の住み慣れた地域での生活を支えることを目的としています。そのため、本市の地域密着型サービスは、原則、安城市に住民票のある人のみが利用できます。以下に該当する場合は、本市の地域密着型サービスは利用できませんのでご留意ください。

- (1) 安城市に住民票がない場合。（実際に住んでいるのが安城市であったとしても、住民票を市外に置いたままの場合は利用不可。）
- (2) これまで他市町村に住民票を置いていた人が、安城市的地域密着型特定施設やグループホーム、地域密着型特別養護老人ホームに直接入居する場合。
なお、市町村によって地域密着型サービスの取扱いが異なる場合もありますので、詳細は担当市町村の介護保険部局へご確認ください。

5 【地域密着・居宅・総合事業】変更届・加算届について

(1) 変更届について

- ① 変更届出書は変更後10日以内に届け出ることとする。
- ② 総合事業のサービス事業所においても、忘れずに届け出ること。

忘れていませんか？

総合事業の各種加算届・変更届は、市への提出が必要です。

訪問介護・通所介護を西三河福祉相談センターへ届け出て、総合事業もあれば市へも忘れずに届け出してください。他市の総合事業の指定を受けている場合は、他市への届け出も忘れずに行ってください。

③ ただし、運営規程の変更のうち従業員の変更（職員の採用、退職の異動）は頻繁にあることも考えられるため、次のことを条件に、特例扱い※をすることとする。

（愛知県における「従業員の変更に係る届け出の特例」同様の規定とします。）

※その都度の届出ではなく、毎年6月1日時点の内容を同月末までに届け出ること。

◎人員基準の適合していることを事業所が自主点検すること

◎運営規程、重要事項説明書等の書類を事業所で適切に整備すること

◎介護報酬の加算の体制に影響のこと

◎次の職種でないこと

ア 管理者（全サービス）

イ サービス提供責任者（介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス）

ウ 介護支援専門員（全サービス）

エ 計画作成担当者

（2）加算届について

サービスの種類	算定の開始時期
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 居宅介護支援 介護予防支援 介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス	毎月 15日以前に届出 → 翌月から 16日以降に届出 → 翌々月から
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型特別養護老人ホーム	届出を受理した日が属する月の翌月 (届出を受理した日が月の初日である場合は当該月)

（3）届出書の様式について

ホーム>暮らす>福祉・介護・医療>事業者向け情報>変更及び加算の届出について（8ページ参照）

6 【居宅】特定事業所集中減算について

(1) 判定期間及び減算適用期間

	判定期間	減算適用期間	届出提出期限
前期	前年度3月1日～当年度8月末日	当年度10月1日～3月31日	9月15日まで
後期	当年度9月1日～当年度2月末日	次年度4月1日～9月30日	3月15日まで

※届出期日が閉庁日の場合、直前の開庁日が届出期日となります。

(2) 手続きについて

- ・80%を超えたサービスが一つでもあった場合、正当な理由の有無に関係なく届出書の提出が必要です。
- ・なお、80%を超えるサービスがなかった場合も、「特定事業所集中減算届出書」及び各サービスの「計算書」は事業所で5年間保管してください。

(3) 届出書の様式について

ホーム>暮らす>福祉・介護・医療>事業者向け情報>特定事業所集中減算の届出について（8ページ参照）

7 市公式ウェブサイトの確認について

市公式ウェブサイトの高齢福祉課のページでは、「事業者向け情報」を掲載しております（例：介護保険最新情報、国・県からのお知らせ、介護報酬改定について、介護保険事業所の各種手続について等）。

重要な情報を掲載しておりますので、普段からこまめにご確認いただきますよう、お願いします。

高齢福祉課のお知らせ HPのご案内

The screenshot shows the homepage of the Anjo City website. At the top, there is a navigation bar with links for Home, Life & Services (which is highlighted with a black box), Education, Culture, Sports, Business, and Municipal Information. A search bar and language selection buttons are also present. A yellow callout box labeled '①「生活・サービス」をクリック' (Click on 'Life & Services') points to the 'Life & Services' button in the navigation bar. Below the navigation bar, there is a large image of a woman and two children playing with bubbles in a park, with the text 'こどもたちを、いちばん応援するまちへ' (A city that supports children the most). To the right of the image, there are three boxes: '暮らしの手続きガイド (転入・結婚・出生)' (Guidelines for household procedures (move-in, marriage, birth)), '施設の案内・予約' (Facility information and reservations), and '窓口の混雑状況' (Queue status at service counters). The bottom of the page features social media icons and a footer with the text '安城こどもBOOSTERS'.

生活・サービス



新着情報 News

- 2025年3月11日 ① 放置自転車新安城保管所
- 2025年3月11日 ② 放置自転車安城駅北口保管所（安城駅北口自転車駐車場）
- 2025年3月11日 ③ 放置自転車安城駅保管所（安城駅自転車駐車場）
- 2025年3月11日 ④ 放置自転車南安城保管所
- 2025年3月11日 ⑤ 桜町第1・第2・第3児童クラブ

②「福祉・介護・医療」 クリック

① ごみ・リサイクル

② 子育て

③ 結婚支援

④ 健康

⑤ 保険・年金

⑥ 福祉・介護・医療

⑦ 防災・防犯・交通安全

⑧ 税金

⑨ 選挙

不
先頭へ
戻る

福祉・介護・医療

不審な電話にご注意ください

後期高齢者医療制度

- ・後期高齢者医療制度
- ・後期高齢者医療制度の給付
- ・安城市収納コールセンター
- ・保険料納付額証明書
- ・医療機関にかかるときの窓口負担割合
- ・保険料引き落とし口座登録のWeb申込はこちら
- ・高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業

医療助成制度

③「高齢者の福祉」 クリック

支援制度

高齢者の福祉

障害者の福祉

生活・サービス

① ごみ・リサイクル

② 子育て

③ 健康

④ 保険・年金

⑤ 福祉・介護・医療

+ もっと見る

安城こども
BOOSTERS
こどもたち、いがわらぬままで。

アソボーレ
anforet

市長のページ

市議会のページ

不
先頭へ
戻る

高齢者の福祉

市民のみなさまへ

- ・[介護保険](#)
- ・[介護保険サービス](#)
- ・[介護保険制度案内パンフレット](#)
- ・[高齢者福祉のサービス（介護保険以外のサービス）](#)
- ・[高齢者福祉サービスパンフレット](#)
- ・[高齢者福祉のその他のお知らせ](#)
- ・[介護予防・健康維持](#)
- ・[認知症](#)
- ・[高齢者支援活動](#)
- ・[在宅医療](#)
- ・[募集情報](#)
- ・[要介護認定・要支援認定申請後の](#)

④「事業者のみなさまへ」
クリック

事業者のみなさまへ

重要な事項については太枠で囲ってありますので、隨時ご確認ください。

事業者向け情報

介護保険事業者向け情報

[事故報告及び感染症等に係る報告について](#)

[介護報酬改定について](#)

[事業者連絡調整会議](#)

[介護保険最新情報Vol.1301~\(随時更新\)](#)

・[介護保険最新情報Vol.1201~1300](#)

・[介護保険最新情報Vol.1101~1200](#)

・[介護保険最新情報Vol.1001~1100](#)

・[介護保険最新情報Vol.715~1000](#)

・[介護保険最新情報Vol.600~714](#)

・[災害に係る事務連絡\(随時更新\)](#)

・[国・県等からのお知らせ\(随時更新\)](#)

・[事業者向け研修のお知らせ\(随時更新\)](#)

・[訪問介護届出について（居宅介護支援基準第13条第18号の2に係る市町村への届出）](#)

・[運営指導の事前提出書類について](#)

介護保険事業所の各種手続きについて

- ・[電子申請について](#)
- ・[新規指定について](#)
- ・[更新について](#)
- ・[変更及び加算の届出について](#)
- ・[休止・廃止・再開の届出について](#)

処遇改善加算等、各種届出の様式はこちら。

地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援事業者

- ・[業務管理体制に関する届出について](#)
- ・[特定事業所集中減算の届出について](#)
- ・[指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービス（お泊りデイ）の届出について](#)
- ・[定員が18人以下の通所介護の移行について\(平成28年度\)（外部リンク）](#)

介護予防・日常生活支援総合事業

- ・[介護予防・日常生活支援総合事業のマニュアル、運営の手引き、基準要綱について\(令和4年3月15日更新\)](#)
- ・[安城市介護予防・生活支援総合事業指定事業者一覧](#)
- ・[令和7年度短期集中型介護予防サービス事業の実施事業者募集](#)
- ・[サービス事業費の請求について](#)

介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定等について（令和6年3月28日更新）

居宅介護支援事業者向け情報

- ・[令和7年度主任介護支援専門員研修等の実施体制について（PDF：66KB）](#)
- ・[居宅介護支援費に係るターミナルマネジメント加算の取扱いについて（PDF：108KB）](#)
- ・[介護保険住宅改修施工事業者向け資料について](#)
- ・[介護保険住宅改修、福祉用具の購入、軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて](#)
- ・[介護保険給付に関する質問の取り扱いについて](#)
- ・[居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの検証について](#)
- ・[要介護認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用について](#)

在宅医療・介護連携推進事業（事業者向け）

- ・[サルビー見守りネット](#)
- ・[多職種（専門職）向け研修会](#)
- ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月改訂版）

[本編（PDF：103KB）](#)

[解説編（PDF：211KB）](#)

介護保険認定調査業務

- ・[安城市介護保険認定調査業務に係る公募型プロポーザルについて（終了）](#)

新型コロナウイルス感染症情報

- ・令和5年度愛知県介護サービス確保対策事業費補助金について※終了しました
- ・令和4年度愛知県介護サービス確保対策事業費補助金について※終了しました
- ・愛知県介護サービス確保対策事業費補助金（緊急包括支援金）について※終了しました
- ・愛知県介護サービス確保対策事業費補助金（サービス継続支援事業）について※終了しました
- ・介護サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金について※終了しました
- ・「[緊急事態宣言](#)」等の発出に係る高齢者施設等の対応について（随時更新）
- ・[新型コロナウイルス感染症等に係る国・県からの通知等](#)(随時更新)
- ・[高齢福祉課からのお知らせ](#)(令和4年10月5日更新)

運営指導における主な指摘事項

分類	指示事項	詳細	根拠
共通	ハラスメント防止措置について、方針の明確化等必要な措置を講じ、従業者に周知すること。	職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化できておらず、従業者に周知・啓発していなかった。また、相談体制の整備ができていなかった。	
	複数の職種を兼務している職員について、辞令等により兼務関係を明確にすること。	事業所内で2つ以上の職種を兼務している場合に、辞令や雇用契約書等に兼務関係を記載できていなかつた。特に管理者の方は兼務されている場合が多いため、指摘が多い。	
	運営規程と重要事項説明書について、整合性を図り正しい表記をすること。	特に交通費、職員の員数、営業日、キャンセル料、利用料金、コピー代などについて齟齬が多く見られた。単純に記載内容に齟齬が見られる場合の他、運営規程には記載があるが重要事項説明書に記載がないといった場合も齟齬に含まれる。	
	重要事項説明書について、必要記載事項を記載すること。	特に、事故発生時の対応についてや第三者評価の実施状況について記載できていない場合が多かった。 ※必要記載事項は事業所種別により異なるため、赤本等で確認すること。	
	事故の状況及び事故に際して採った処置（ヒヤリハット）について、記録様式を定める等により適切に対応できる体制を整備すること。ヒヤリハットについては、収集に努めること。	事故及びヒヤリハットが起きた場合の記録様式が整備できていないことや、ヒヤリハットの記録が極端に少ない場合があった。事故等が発生した場合は適宜記録に残すことに加え、再発防止策を講じるように努めること。	
共通 【R6改正】	・虐待の防止のための措置に関する事項について、運営規程に記載すること。 ・運営規程の虐待防止のための措置に関する事項に、必要事項を盛り込むこと。	運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項が記載されていなかった。また、記載されていたとしても、必要記載事項に漏れがあり、文書指摘となる場合が多く見られた。必要記載事項は以下四点。 ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年〇回以上）実施すること。 ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 なお、上記①から④の措置が講じられていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算が適用となる。	
	・虐待の防止のための措置に関する指針を作成すること。 ・虐待防止の指針としているものについて、必要項目を盛り込み修正すること。	指針を作成できていない場合や、作成していても必要記載事項の記載が漏れている場合が多く見られた。	
	・感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。 ・感染症の予防及びまん延防止のための指針について、必要項目を盛り込み修正すること。	感染症の予防及びまん延防止のための指針が整備されていない場合や、作成していても必要記載事項の記載が漏れている場合が多く見られた。	
	・業務継続計画について、策定すること。 ・業務継続計画について、必要事項が不足しているため盛り込むこと。	業務継続計画が策定できていない場合が見られた。災害、感染症それぞれに係る計画が必要であるが、どちらか一方のみしか策定されていないケースも見られた。また、策定されいても必要記載事項の記載が漏れている場合が多く見られた。 なお、策定できていない場合、業務継続計画未策定減算が適用となる。 ※ 令和7年3月31日までの間、業務継続計画が策定されていない場合であっても、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合は減算を適用していなかったが、令和7年4月からは適用となる。 また、訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援については令和7年3月31日まで減算の適用がなかったが、令和7年4月からは適用となる。	

分類	指示事項	詳細	根拠
居宅介護支援	居宅介護サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。また、同意はサービス提供開始日までに得ること。	居宅介護サービス計画についてサービス提供開始までに同意を得ていない事業所が多くみられたため、サービス提供開始までに同意を得ること。 また、同意欄に代筆者名しか記載のない居宅介護サービス計画が多くみられたため、必ず利用者の同意を得ること。	※4 第13条第十号
	軽度者の福祉用具貸与において、当該軽度者の調査票の写しを指定福祉用具貸与事業所へ提示することに同意を得ること。また、同意を得たうえで市町村より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付すること。		※7 第2の3(8)④イ
	利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。	訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護などの医療サービスの利用については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られることに留意すること。	※4 第13条第十九号
	利用者が医療サービスを利用する場合は、居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。		※4 第13条第十九号の一
介護予防通所サービス、生活支援通所サービス、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護 共通	介護予防（生活支援）通所サービス個別計画・地域密着型通所介護計画・認知症対応型通所介護計画の作成者は管理者であることに留意すること。	個別計画の作成者は管理者でなければならないが、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のあるものや、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業者に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。	※1 第41条第2号 ※2 第9条 ※3 第27条第1項 ※3 第52条第1項
	管理者は、計画の内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。		※1 第41条第4号 ※2 第9条 ※3 第27条第3項 ※3 第52条第3項
介護予防通所サービス、生活支援通所サービス	管理者が、介護予防通所サービス個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うこと。	モニタリングや介護予防支援事業所への報告について、管理者以外の者が対応した場合においても、管理者は必ずその内容について把握する必要があるため、管理者が確認したことを、個別計画や介護記録等に記録すること。	※1 第41条第11号 ※2 第9条
	管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した介護予防支援事業者等に報告すること。また、報告日を記録しておくこと。		※1 第41条第12号 ※2 第9条
	サービスを提供した際には、提供日や提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。	サービスの内容の記録がなく、行ったサービスの内容が確認できないケースが多くみられた。提供日時や具体的なサービスの内容（入浴やレクリエーションの内容等）の記録を残すこと。	※1 第17条第2項 ※2 第8条
	介護予防通所サービスにおいては、運動器機能向上サービスを実施すること。また機能訓練の目標、具体的な内容、所要時間及び日程等について、介護予防通所サービス個別計画等に記載すること。	令和6年度介護報酬改定で、介護予防通所サービスの運動器機能向上加算は基本報酬に包括化されることとなつたため、運動器機能向上サービス 자체は実施する必要がある。機能訓練の目標、具体的な内容、所要時間及び日程等は、通常どおり介護予防通所介護計画等に記載すること。	「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

分類	指示事項	詳細	根拠
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	入居申込者の入居に際しては、利用開始前に主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をすること。	認知症である旨を確認したことがわかる書類がすぐに確認できるようにしておくこと。	※3 第94条第2項 ※5 第74条第2項
	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。	介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の期間開始前に同意を得ていない事業所が多くみられた。期間開始前に同意を得ておくこと。 また、代筆者の同意のみが記載されている事業所が多く見られたため、同意を得なければいけないのは利用者であることに留意すること。	※3 第98条第4項 ※5 第87条第四号
	入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載すること。		※3 第95条第1項 ※5 第75条第1項
介護予防支援	軽度者の福祉用具貸与において、当該軽度者の調査票の写しを指定予防福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定介護予防福祉用具貸与事業者へ送付すること。		※8 第2 4 (1) ②イ
	利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合に、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めて介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付すること。	訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護などの医療サービスの利用については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られることに留意すること。	※6 第30条 第二十一号の二
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。	地域密着型特定施設サービス計画の期間開始前に同意を得ていない事業所が多くみられた。期間開始前に同意を得ておくこと。 また、代筆者の同意のみが記載されている事業所が多く見られたため、同意を得なければいけないのは利用者であることに留意すること。	※3 第119条第4項
看護小規模多機能型居宅介護	管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。		※3 第74条第1項
	管理者は、介護支援専門員に、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を行わせること。	看護小規模多機能型居宅介護計画又は居宅サービス計画どちらか一方のプランしか作成していない事業所が見受けられた。それぞれ作成が必要であることに留意すること。	※3 第179条第1項
小規模多機能型居宅介護	軽度者の福祉用具貸与において、当該軽度者の調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得ること。また、同意を得たうえで市町村より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付すること。		※3 第74条第2項 (※7 第2の3 (8) ②イ)

※1 安城市指定介護予防通所サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱

※2 安城市指定生活支援通所サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱

※3 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

※4 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

※5 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

※6 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

※7 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について

※8 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について

令和6年度介護報酬改定で義務化した内容のうち、特に指摘が多かった内容について、以下に必要な対応を記載しております。チェックリストとして活用していただくなどし、今一度、事業所での取り組み状況についてご確認ください。なお、サービスにより内容が異なる部分がありますので、各自赤本を確認しながら進めてください。

▶業務継続計画の策定等

□業務継続計画の策定

□感染症・災害それぞれ策定されているか。

□内容が不足していないか。

□研修及び訓練の定期的な実施

□必要回数以上実施ができているか。

□研修記録を残しているか。

□新規採用時には別に研修を実施しているか。

□定期的な計画の見直し及び必要に応じた変更を行っているか。

▶高齢者虐待防止

□委員会開催及び結果の周知

□実施記録を残しているか。

□必要回数以上実施できているか。

□指針の整備

□必要項目が不足していないか。

□研修の定期的な実施

□必要回数以上実施ができているか。

□研修記録は残しているか。

□新規採用時に研修を実施しているか。

□上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置

□運営規程への記載 (①委員会開催及び結果周知②指針整備③研修実施④担当者設置)

▶感染症の予防及びまん延防止のための措置

□委員会開催及び結果の周知

□実施記録を残しているか。

□必要回数以上実施できているか。

□指針の整備

□必要項目が不足していないか。

□研修及び訓練の定期的な実施

□実施記録を残しているか。

□必要回数以上実施ができているか。

□新規採用時に研修を実施しているか。

説明事項 2

事業者指定・更新に係る有効期間の定めに関する 弾力的な運用について

安城市では令和6年度まで指定有効期限を指定時に既指定サービスに合わせて短縮する運用をしていましたが、令和6年度愛知県介護保険指定事業者講習会（40ページ）にて、愛知県の運用方針が示されました。サービスごとの方針の相違による混乱を避けるため、安城市も同様の運用とします。実際の運用は次のとおりです。

1 指定有効期限について

指定時も更新時も必ず6年で設定します。

2 指定（更新）通知書の記載事項について

令和7年4月1日付け通知より、次のとおり変更します。

変更前	変更後
事業者名	事業者名
代表者名	代表者名
事業所名	事業所名
所在地	所在地
介護保険事業所番号	介護保険事業所番号
指定（更新）年月日	指定有効開始年月日
指定有効期限	指定有効期限
サービスの種類	サービスの種類

3 同事業所他サービスと更新日を合わせたい場合

「1 指定有効期限について」で設定された6年の間であれば、6年未満での指定更新を可能とします。

更新日を合わせたいサービスのうち、一番有効期限が短いサービスの期限日に間に合うように各サービスの更新申請を行ってください。（次ページ例参照）

4 参考

令和6年度愛知県介護保険指定事業者講習会のページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/-kousyuu06.html>

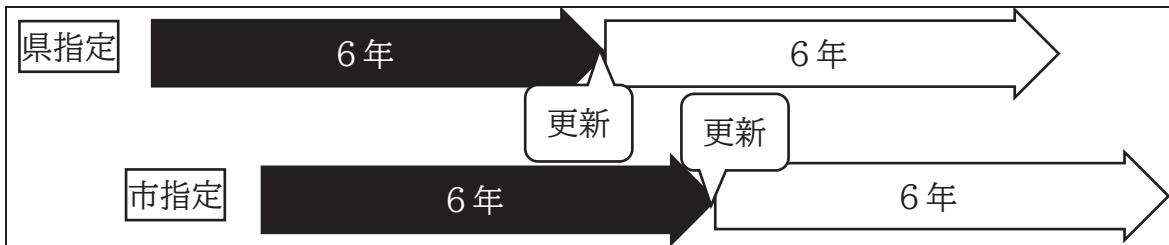


例

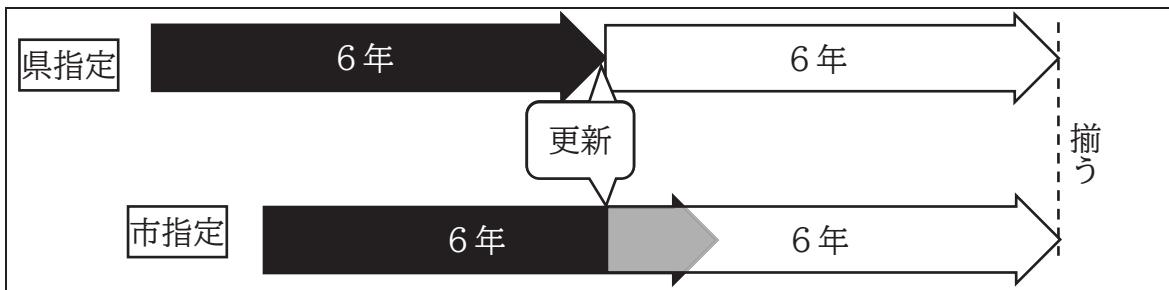
通所介護（県指定）：令和7年9月30日有効期限

介護予防通所サービス（市指定）：令和9年3月31日有効期限

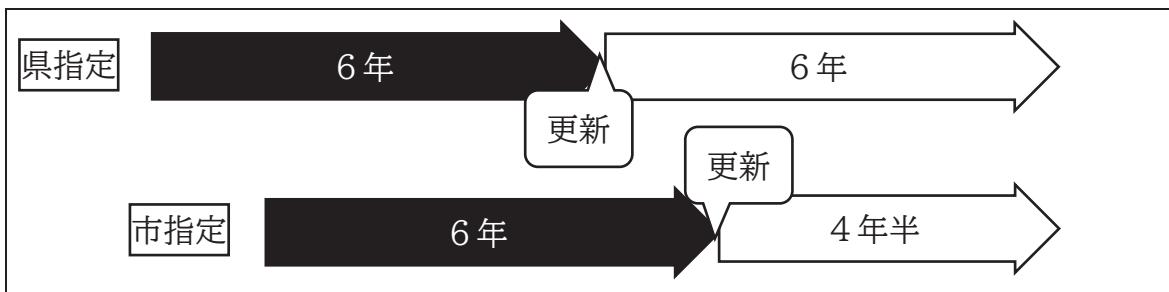
○可能なパターン：合わせずそれぞれ更新する



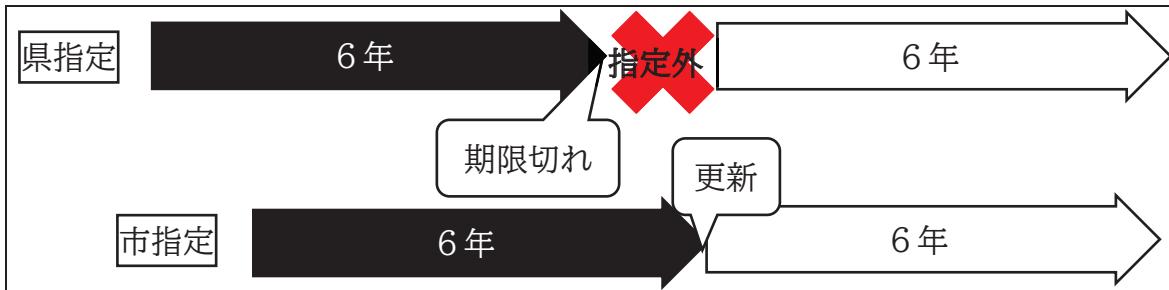
○可能なパターン：有効期限を揃えてまとめて更新する（早期更新）



×不可パターン：有効期限を揃えた通知を発行する（期限短縮）



×不可パターン：有効期限が長い方に合わせる（期限超過）



※ 指定有効期間を6年以上に設定することは、介護保険法上できません。

説明事項 3

事業所指定・更新・変更等届出の 電子申請対応状況について

介護保険事業所の指定・更新・変更等届出について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、介護サービス情報公表システムの機能拡張を行い導入されています。

届出の電子化については、介護保険法施行規則第165条の7にて規定されており、同規則制定附則第43条にて、令和7年度中の対応を求められています。

現時点での安城市の対応状況は次のとおりです。

1 新規指定申請

令和7年4月1日申請分より対応を開始します。

審査日程は変更なし、従来どおり事前協議も実施しますので、申請前に介護保険係へご連絡ください。

2 指定更新申請

令和7年1月1日申請分より対応を開始しています。

更新事前通知書と安城市ウェブサイトにてご案内しています。

3 休止・再開・廃止届出

令和7年4月1日申請分より対応を開始します。

従来どおり事前協議を実施しますので、申請前に介護保険係へご連絡ください。

4 その他変更届出等

令和7年度中対応を予定していますが、時期は未定です。

5 電子申請の方法等について

事前準備が必要になります。詳細は安城市ウェブサイト内

(<https://www.city.anjo.lg.jp/kurasu/fukushikaigo/kaigo/kaigokensaku-shinsei.html>) にてご案内しています。



説明事項 4

高齢者虐待防止について

*法：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

1 早期発見・通報

(1) 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合（法第7条）

ア 生命または身体に重大な危機が生じている場合

⇒速やかに市町村へ通報しなければならない。

イ それ以外の場合

⇒速やかに市町村へ通報するよう努めなければならない。

『虐待かどうかの判断』は必要ありません。虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、高齢者の居住地の地域包括支援センターまたは市高齢福祉課地域支援係に相談・通報をしてください。

(2) 養介護施設従事者等による虐待が疑われる場合（法第21条）

養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合

⇒速やかに市町村へ通報しなければならない。

『事業所による事実確認』を行うのに先立ち、市高齢福祉課地域支援係へ速やかに連絡してください。市高齢福祉課が介護保険法に基づく「監査（立入検査等）」、「実地指導」、法に基づく養介護施設・事業所の協力による調査等を行います。

2 高齢者虐待防止のために

(1) 養護者による高齢者虐待の防止に向けて

養護者による高齢者虐待の事例の多くは、虐待を行っている養護者も何らかの支援を必要としています。発生要因として、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」、「虐待者の障害・疾病」、「経済的困窮」が多く挙げられます。高齢者虐待を未然に防ぐため、養護者支援という視点を持ったケアマネジメントやサービス提供をお願いします。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けて

発生要因として「教育、知識、介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」が多く報告されています。これらを踏まえ、高齢者虐待を未然に防止するため、次の点に重点的に取り組んでいただきますようお願いします。

- ① 養介護施設等が自ら企画した研修を定期的に実施すること。
- ② 苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用されていること。
- ③ メンタルヘルスに配慮した職員面談等を組織的に実施すること。
- ④ 業務管理体制を常に自主的に点検し、必要に応じ、体制の見直しや運用の改善に努めること。

説明事項 5

令和7年4月受付開始

安城市高齢者補聴器購入費助成事業のご案内

聴力機能の低下が見られる高齢者の方を対象に、補聴器の購入費用の一部を支給します。

対象者

次のすべてを満たす方

- ・市内に住所を有する65歳以上の方
- ・両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上であって、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ・補聴器の購入に係る補装具費その他の法令の規定に基づく給付または事業の支給対象とならない方
- ・医師(※)により補聴器が必要であると認められた方

※日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医または身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医に限ります。（市内の医療機関は4ページ参照）

支給対象

左右いずれかの耳または両耳に装用する補聴器の本体費用
(補聴器付属の電池、充電器、イヤモールドを含む)

※補聴器は管理医療機器として認定された製品（集音器は対象外）で、認定補聴器技能者が在籍する販売店で購入する場合に限ります。（市内の販売店は4ページ参照）

支給額

補聴器の購入費用の2分の1（千円未満切り捨て）を支給します。

世帯の市民税課税状況により、支給の上限額が異なります。

（片耳・両耳問わず同額）

世帯区分	支給上限額
市民税非課税	30,000円
市民税課税	15,000円

お問い合わせ先

安城市福祉部高齢福祉課 高齢福祉係
TEL:0566-71-2223 FAX:0566-74-6789



支給までの流れ

(1) 申請書類の準備

次の書類を準備します。

- ・助成金支給申請書
- ・医師の意見書

※書類は市役所高齢福祉課の窓口または市ホームページから取得可能です。

(2) 医療機関を受診

医療機関(※)を受診し、医師から意見書の記入を受けてください。

※日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医または身体障害者福祉法
第15条第1項に規定する指定医に限ります。(4ページ参照)

※医療機関を受診した結果、支給の対象とならない場合があります。

※受診費用、意見書作成料は全額自己負担です。

(3) 見積書作成依頼

補聴器販売店(※)に対して、医師の意見書に基づいた見積書の作成を依頼してください。

※認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店に限ります。(4ページ参照)

※この時点ではまだ補聴器を購入しません。

(4) 支給申請 (※最終受付は、毎年2月最終の開庁日)

次の書類を市役所高齢福祉課へ提出してください。

- ・助成金支給申請書
- ・医師の意見書(作成後、3か月以内のもの)
- ・補聴器の見積書(見積書の宛名は対象者名としてください。)

(5) 支給決定通知

審査の結果、当該事業の該当者であることが確認できた方には、市から支給決定通知書及び購入報告書兼請求書を送付します。(非該当者については、支給することはできません。)

(6) 補聴器の購入及び補聴器の調整

支給決定通知書が届いた後、見積書の発行を依頼した補聴器販売店で補聴器を購入してください。(領収書の宛名は対象者名としてください。)

補聴器は使用者のフィッティング(調整)が非常に重要であるため、購入後、補聴器販売店で補聴器の聞こえかたの調整を行ってください。(それ以降も必要に応じて調整を継続してください。)

(7) 支給請求 (※最終受付は、毎年3月最終の開庁日)

次の書類を市役所高齢福祉課へ提出してください。

- ・購入報告書兼請求書
- ・領収書(写しも可)

(8) 支払い

市から支払い通知書を送付します。

請求書の提出から概ね4週間後に指定口座に振り込まれます。

【注意事項】

- 支給決定通知書が届く前に購入した補聴器は、支給対象外です。
- 受診費用、文書料、送料など購入にかかる費用は全額自己負担となります。
- 転入等により、安城市で市民税の課税状況が確認できない場合は、前住所地で発行された課税(非課税)証明書の提出を依頼する場合があります。

【お知らせ】

- 医師等による診療や治療を受けるために直接必要な補聴器の購入費用については、確定申告時に医療費控除の対象となりますので、医師にご相談ください。

医師意見書の作成が可能な市内の医療機関

当該事業の申請のために受診する場合、次の医療機関で医師意見書の発行を受けることができます。
※事前に予約が必要な場合があります。

※意見書作成料とは別に受診検査費用がかかります。

令和7年3月1日現在

医療機関名	電話番号	住所
新安城耳鼻科クリニック	0566-96-1500	東栄町4-7-23
耳鼻咽喉科あかなべクリニック	0566-97-5560	今池町3-6-9
安城ささめ耳鼻科	0566-71-1487	篠目町ニタ又47-1
柴田耳鼻咽喉科	0566-76-2386	御幸本町8-5
耳鼻咽喉科すぎもとクリニック	0566-79-3387	箕輪町正福田65-1
あまのがわ耳鼻咽喉科クリニック	0566-95-3387	横山町八左185-1
とね耳鼻咽喉科クリニック	0566-73-3737	堀内町山畠64-1
八千代病院	0566-97-8111	住吉町2-2-7
安城更生病院	0566-75-2111	安城町東広畔28

※日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医または身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医であれば、上表の掲載の有無や市内外に関わらず受診可能です。

認定補聴器技能者が在籍する市内・近隣市の販売店

事前に予約の連絡をお願いします。

令和7年3月1日現在

店舗名	電話番号	住所
株キクチメガネ 安城城南店	0566-75-5072	安城市城南町2-6-1
理研産業補聴器センター 新安城店	0566-98-0906	安城市今池町2-1-26
株パリミキ パリミキ 安城店	0566-77-0790	安城市大山町1-6-6
株キクチメガネ 高浜店	0566-52-7020	高浜市稗田町2-7-20
株キクチメガネ 西尾店	0563-57-0838	西尾市高畠町4-28-1 渡辺ビル1F
株アンプリライブ 桜山補聴器センター 西尾店	0563-65-4133	西尾市寄住町洲田30
理研産業補聴器センター 碧南中央店	0566-41-4321	碧南市栄町4-12
株パリミキ パリミキ イオンタウン刈谷店	0566-36-6639	刈谷市東境町京和1 イオンタウン刈谷
株キクチメガネ アピタ刈谷店	0566-23-8083	刈谷市南桜町2-56-1 アピタ刈谷1F
(有)メガネの久野 刈谷補聴器センター	0566-21-3335	刈谷市広小路5-1-5
株メガネトップ 眼鏡市場 知立上重原店	0566-84-4668	知立市上重原6-31
株キクチメガネ 知立店	0566-83-8211	知立市長篠町大山18-1 ギャラリエアピタ知立2F
愛眼(株) メガネの愛眼 知立店	0568-83-8228	知立市長篠町大山18-1 ギャラリエアピタ知立2F

※認定補聴器技能者が在籍する販売店であれば、上表の掲載の有無や市内外に関わらず支給対象です。

対象の販売店については、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでご確認ください。
下記URLにより、アクセス可能です。

<https://www3.techno-aids.or.jp/CU/map>